

農業・農村の課題解決に係る臨時専門アドバイザー委嘱制度実施要領

令和6年10月21日付け6農振第1821号

第1 目的

農業・農村の課題解決には、農業者自身だけではなく、外部業種、人材を巻き込んで対応することが不可欠となっている。

こうした外部業種・人材との連携を深めて、政策立案を進めるためには、今までの農林水産省の知見を超えて、各農村政策やステイクホルダーに合わせた専門的知見を養っていくことが必要であることから、これらに対し専門性を有する実務家を「臨時専門アドバイザー」として各政策立案に活用するものとする。

第2 定義

この要領において、「臨時専門アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）とは、農業・農村の課題解決に関して、豊富な知識又は経験を有する者として、第3の規定により委嘱された者であって、求めに応じて、外部業種・人材との連携に関する専門的知見に基づき助言を行うものとする。

第3 委嘱等

- 1 農村振興局長は、地方公共団体及び民間企業との連携を促進する等の活動の実績等から判断して、別表の右欄に掲げる知識又は経験を有し、アドバイザーとして委嘱することが適切と認める者に対し、同表の左欄に掲げる部門名を付して、アドバイザーの委嘱をするものとする。
- 2 アドバイザーに委嘱されることを承諾する者は、承諾書（別記様式）を農村振興局長に提出するものとする。
- 3 農村振興局長は、2の承諾者の氏名、所属及び委嘱された部門について、本人の了承を得た上で、農林水産省のホームページ等により公表することができる。
- 4 1の委嘱は随時行うものとする。

第4 任期

- 1 アドバイザーの任期は、1年とし、再委嘱されることを妨げない。
- 2 再委嘱を行う場合は、第3の1から3までを準用するものとする。

第5 解嘱

農村振興局長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第3の1の規定による委嘱を解くことができる。

- 一 アドバイザーによる届出があった場合

- 二 虚偽その他不正の手段により委嘱を受けたことが判明した場合
- 三 罰金以上の刑に処せられた場合
- 四 死亡、海外転出等の事由により連絡が不通となった場合
- 五 第3の1で定める別表の右欄に掲げる知識又は経験を有しないと認められた場合
- 六 その他本制度の信用を著しく損なった場合

第6 その他

- 1 アドバイザーには、国家公務員法（昭和22年法律第120号）は、適用されない。
- 2 アドバイザーには、給与を支給しないものとする。
- 3 アドバイザーには、旅費を支給する。
- 4 前項の旅費については、予算の範囲内で、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例による額を弁償する。この場合において、アドバイザーは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表（一）による2級から5級までの間において、各アドバイザーにつき、農村振興局長が定める職務の級にある者とする。
- 5 本事業の実施に関するその他の必要な事項は、別に定める。

別表（第3関係）

部門名	情報提供が期待される知識又は経験
官民共創・地方創生応援税制	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した農業・農村の課題解決における自治体と企業のエンゲージメント創出に関する事

別記様式

承 諾 書

令和 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

住所

氏名

私は、臨時専門アドバイザー（●●部門）として委嘱されることを承諾します。

併せて、農林水産省ホームページに、氏名、所属及び委嘱された部門が記載されることを承諾します。